

いざ頂上決戦へ！

報復処分撤回裁判第5回口頭弁論開催！

4月11日、東京地裁第527号法廷において、約60名を超える組合員・OBが結集する中で、報復処分撤回裁判第5回口頭弁論が開催されました。今回の口頭弁論では、組合側が提出していましたJR3社（北海道・東日本・貨物）のアルコールによる乗務不可基準についてのやり取りがあり、裁判所がJR3社以外のJR他社についても調査することになりました。

さらに、前回の口頭弁論で会社側は小川助役（当時）、齋藤総務科長、澤邊人事課長が証人申請していましたが、当日齋藤書記長に対応した協運転科長（当時）が証人申請されていないことから、組合側から協運転科長を証人申請してました。今回の口頭弁論で裁判所が、組合側の主張を認め、協運転科長（当時）を証人として決定しました。

そして、次回証人審問・次々回証人審問の開催期日が決定しました。

終了後の報告集会では弁護士、本部、JR総連、OB会、鉄道ファミリー、東二運分会、新幹線地本の各代表から挨拶を受け、齋藤書記長からは「組合側の主張が受け入れられ協運転科長の証人も採用され、証人審問が決定しました。当日における会社の不当性を法廷の場で明らかにし、組織破壊攻撃を跳ね返し、しっかり闘っていく」と決意が述べられました。

次回、いよいよ証人尋問がスタートします。組織破壊攻撃を跳ね返し、裁判闘争勝利に向けてさらに闘いましょう！

次回、第6回口頭弁論 7月11日(水) 13時15分より、

証人 小川助役(当時)・齋藤総務科長・協運転科長(当時)

次々回、第7回口頭弁論 7月13日(金) 13時15分より、

証人 澤邊人事課長・淵上委員長・齋藤書記長

いずれも東京地裁527号法廷で行われます。

多くの組合員の結集をお願いします。

組織破壊攻撃を跳ね返し裁判闘争に勝利しよう！